

## 平成30年度（2018年度）財政的援助団体等監査に係る 注意事項の公表

平成30年（2018年）12月3日から平成31年（2019年）2月14日までの間に実施した財政的援助団体等監査における注意事項は次のとおりです。

注意事項とは、監査結果のうち指摘事項には至らないが早期の是正措置を促す必要があるものです。

なお、指摘事項については、平成31年（2019年）3月25日付け熊本県監査委員公告第10号で公表しています。

平成31年（2019年）3月25日

熊本県監査委員事務局

○件数 17件（うち7件は、所管課の課題）

○注意事項

### ①出資団体

事 項	内 容	課題数
誤払い	消耗品の購入において、誤って業者に二重払いしている。	1
契約規程の整備	工事契約について、契約規程が建設業法と整合が取れていない。	1
時間外労働	労働基準法第36条に定める協定が締結されていない。	1
旅行命令	職員の出張の一部について旅行命令が行われていない。	1

### ②補助金等交付団体 ※の事項は、所管課の課題。

事 項	内 容	課題数
関係法令	関係法令に規定された評価等の実施、計画の策定を行っていない。	3
決算書類	決算書類に県補助金について適正な勘定科目で計上されていない。	1
補助金の実績報告	実績報告の内容が実態と異なっている。	1
補助金の配分※	配分のための基礎数値が実態と異なっている。	1
補助金の交付時期※	交付時期が遅く、団体の資金繰りに支障を来す恐れがある。	1

### ③公の施設の指定管理者 ※の事項の一部は、所管課の課題。

事 項	内 容	課題数
利用料金の適用範囲※	利用者が混在する場合の適用区分が明確でない。	1
財産の管理※	手すり等の損傷部分の改修がなされていない。	1
基準価格の積算誤り※	基準価格の人件費について、積算誤りがあり過小となっている。	1
協定書等の規定※	協定書等の規定どおりに事務が行われていない。	3